平成２７年（フ）第６５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地25棟101号
破産者　奥　佐久子
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
大阪府泉大津市助松町１丁目19番16―701号、前住所大阪府泉大津市助松町３丁目16番10号
破産者　松本　　功
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
大阪府阪南市箱作3530番地の２、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪644番地
破産者　右田　智裕
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
徳島県阿波市土成町土成字南原297番地２
破産者　伊藤　　守
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０６号
札幌市東区東苗穂９条２丁目12番10号
破産者　浦山　賢治
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２８号
札幌市中央区南14条西17丁目１番16号　ＰＬＡＴＳ1417―206号
破産者　中村　知也
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２５号
岩手県九戸郡洋野町大野第27地割113番地19
破産者　旭岡　義男
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２２６号
岩手県九戸郡洋野町大野第27地割113番地19
破産者　旭岡　ミツ
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３１３号
盛岡市向中野５丁目９番３号　ジュエルＣ203号、旧住所岩手県九戸郡九戸村大字荒谷第７地割43番地、(開始決定時の住所）岩手県紫波郡紫波町日詰西１丁目７番地４　レジデンスフジオＢ201
破産者　小笠原哲也
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１１７号
さいたま市中央区上峰４丁目11番３号
破産者　菊池　秀太
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３４５号
名古屋市守山区天子田３丁目1505番地　サンシャイン長谷川Ｂ棟205号
破産者　小池賀代子
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３６号
三重県桑名市大字東方2215番地10
破産者　武舎　正志
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０１号
名古屋市中川区南脇町３丁目29番地　ハイツ南脇102号、従前の住所名古屋市中川区松ノ木町２丁目60番地　スペリア松ノ木307号
破産者　田代　健弥
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５０号
兵庫県神戸市長田区長田町２丁目４番６号
破産者　岩田　勝成
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９３号
奈良県桜井市大字谷1224番地　Ａ棟101
破産者　大谷　友香
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６号
熊本市南区富合町榎津1370番地５、前住所熊本市中央区本山町222番地２　1308号
破産者　田尻　景虎
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
群馬県高崎市箕郷町下芝368番地３
破産者　島根　　誠
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７１６号
東京都台東区根岸２丁目２番１―1102号　Ｌ―Ｆｌａｔ　鶯谷、破産手続開始決定時の住所神奈川県藤沢市藤沢1063番地の11　ファイカス藤沢603号室
破産者　東山　満春
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７６号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区13棟501号
破産者　山本　良美
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部